

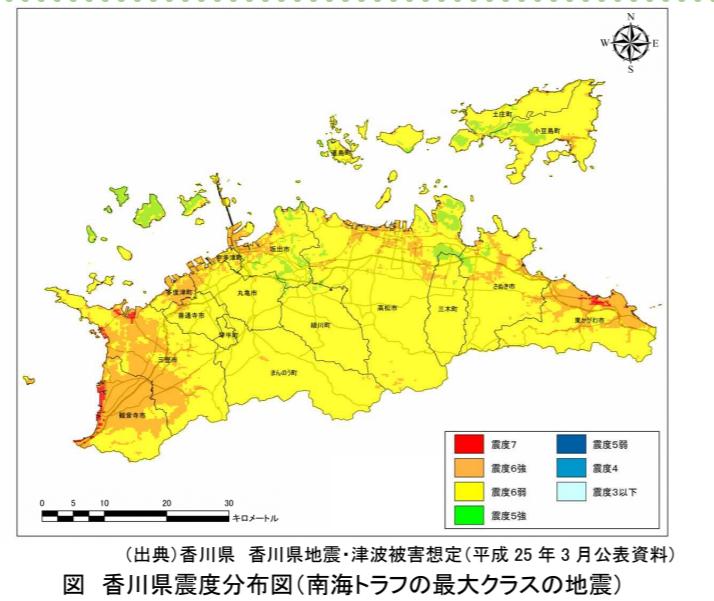
# 香川県道路啓開計画の概要

令和3年3月 香川県道路啓開計画策定協議会

## 1. 計画の概要

### ■計画の背景・目的

- ・南海トラフ地震の発生により、強い揺れや沿岸部の津波により、大きな被害が想定。
- ・東日本大震災における「くしの歯作戦」とよばれた道路啓開が速やかに展開され、緊急輸送体制の早期確立に高い効果。
- ・県内の被災に対する活動のみならず、甚大な被害が予想される太平洋側へのアクセスルート確保が期待。
- ・啓開すべき防災拠点、ルート、被災情報の収集と情報提供の方法、災害時における各機関の手続き・体制構築の方法を事前に定め、これを関係機関と共有を図り、迅速かつ効率的な道路啓開を目指す。



香川県国土強靭化地域計画  
(平成27年12月)

香川県地域防災計画  
(令和3年2月修正)

内閣府の具体計画※  
(令和2年5月改定)

四国広域道路啓開計画  
(平成28年3月策定)

※ 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(内閣府中央防災会議)

## ～検討経緯～

### ●第1回協議会

平成28年 9月14日  
『香川県道路啓開計画策定協議会』を設置

### ●第2回協議会

平成28年12月20日

### ●第3回協議会

平成29年 3月23日

## 2. 事前の備え

### ■拠点の設定

「内閣府の具体計画」、「四国広域道路啓開計画」、「香川県地域防災計画」等で定められた拠点を基に、災害対応を行うため早期にアクセスすべき拠点を検討した結果、162の施設を選定し、救命活動や広域輸送活動の観点などから第1次と第2次拠点として設定。

### ■啓開ルートの設定

拠点を結ぶ路線を啓開ルートとし、連絡する拠点の重要度等に応じて緊急輸送道路を中心に、第1次及び第2次啓開ルートを設定。



拠点	考え方	代表的な拠点
第1次拠点	・内閣府の具体計画に定める拠点 ・四国広域道路啓開計画に定める出発拠点 ・災害拠点病院 ・一次(広域)物資拠点支援施設等	高松空港、サンメッセ香川等 国営讃岐まんのう公園等 県立中央病院、香川労災病院等 民間企業の物流施設
第2次拠点	・香川県緊急輸送道路ネットワーク計画のうち重要な拠点 ・二次(地域)物資拠点	警察署、消防署、役所、浄水場等 体育館等市町が指定した施設
啓開ルート	考え方	啓開目標
第1次啓開ルート	・内閣府の具体計画の緊急輸送ルート及び拠点までのルート、 ・四国広域道路啓開計画の進出ルート(代替ルート含む)及び拠点までの啓開ルート ・上記のリダンダンシーを確保するルート(国道11号ほか)	概ね24時間以内に啓開
第2次啓開ルート	・第2次拠点までの啓開ルート ・第1次及び第2次啓開ルートの代替ルート	概ね72時間以内に啓開

### ■想定される被害

南海トラフ地震(最大クラス)が発生した場合に道路で発生する被害として以下を想定。

- ①津波浸水被害
- ②橋梁被害
- ③落石や自然法面の崩壊
- ④盛土法面の崩壊
- ⑤沿道施設の崩壊
- ⑥立ち往生車両と放置車両

## 3. 発災後の対応

### ■道路啓開の実施方法

- ①被災状況の収集・共有
  - ・道路管理者及び道路啓開実施者は、職員等の安否確認後、直ちに初動体制を立ち上げ、速やかに被害状況を把握。
  - ・被災状況を各災害対策本部に情報集約。
- ②優先啓開ルートの決定
  - ・被害状況により啓開に時間を要する箇所がある場合など、必要に応じ迂回路を適切に設定。
- ③啓開の実施
  - ・各道路管理者は、ルートの優先度に応じて啓開を実施。
  - ・各道路管理者は、災害対策法第76条の6の規定に基づく区間を指定。なお必要に応じて警察による交通規制を実施。
  - ・当面、緊急車両の通行に必要な最低限の幅員(W=5.5m)を確保。困難な場合は、1車線に加え待避所を設けることで対応。
  - ・啓開実施方法の具体を示した「道路啓開手順書」に準拠して実施。
  - ・「道路啓開実施者の割付図」に従い担当エリアを啓開。

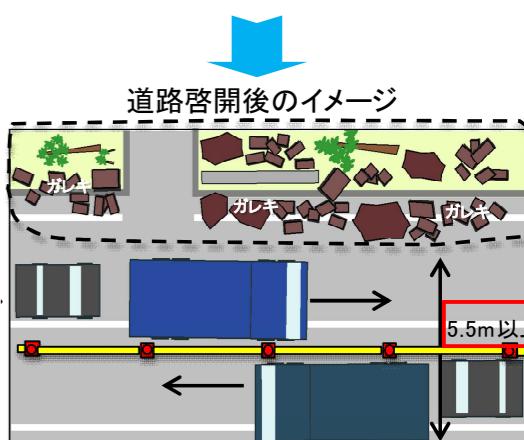
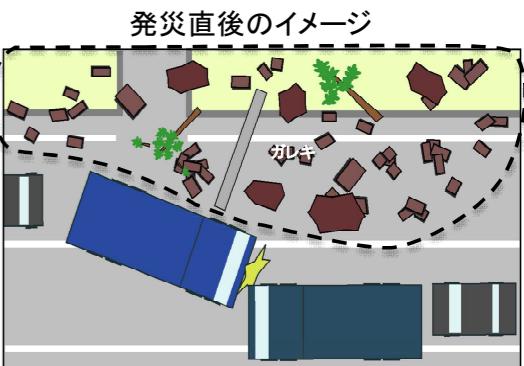


図 道路啓開イメージ

### ■関係機関と連携

- ・迅速な道路啓開に当たり、道路管理者が適切な役割分担のもと、関係機関と情報共有。

## 4. 今後の取り組み

- ・計画の一層の実効性を高めていくため、引き続き関係機関の連携・協力体制の構築。
- ・必要に応じて関係機関・団体との協定の締結や見直しを検討。
- ・訓練等を通じて、発災直後の被災状況把握から情報伝達・共有、啓開の実施に至るまでの各プロセスにおける課題を把握し、本計画をスパイラルアップ。

